

施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	官法第3章基本政策的条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)										デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)										府省庁名								
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条		29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	
04-01	分野ごとデータ連携基盤間でのデータ流通を促進する分散型分野間データ連携の推進	データ連携基盤技術のSIPデータ基盤への実装数(令和3年度(2021年度)中にSIP他課題の4つのデータ基盤(防災、バイオ(2件)、フィジカル)を接続)	データ連携基盤技術の本格稼働	- Society 5.0を実現するためには、国、地方公共団体、民間等で散在するデータ基盤を連携させ、分野・組織間を越えたデータ活用とサービス提供を可能とするデータ連携基盤技術の整備が必要。 - 総合科学技術・イノベーション会議において、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期の「ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の事業の一環として、複数分野のデータを容易に連携可能とする分野間データ連携基盤技術(コネクタ)の研究と機能ツール開発を行い、SIPデータ基盤へのコネクタ実装と、データ流通を促進する民間コンソーシアム(DSA)を活用した普及活動を実施。 - 上記の取組により、分散型分野間データ連携を実現し、従来分野ごとに活用されてきたデータを分野間で相互に流通できるデータ流通基盤を得る。																										◎	◎内閣府、個人情報保護委員会、デジタル庁、総務省、経済産業省、国土交通省		
04-02	国土交通データプラットフォーム整備	国土交通データプラットフォームと連携するデータ数(令和2年度(2020年度)約22万件、令和7年度(2025年度)約150万件)	令和4年度(2022年度)での概成	- Society 5.0の実現に向けた社会インフラとして、国、地方公共団体、民間等に散在するデータを連携させ、分野横断での利活用を可能とするデータ連携基盤の整備が必要。 - 国土交通分野の多種多様な産学官のデータをAPIで連携し、3次元地図上で表示するとともに、横断的に検索・ダウンロード可能にする「国土交通データプラットフォーム」の構築実現を目指し、データ連携基盤の整備に着手。令和2年(2020年)4月24日に「国土交通データプラットフォーム1.0」を公開し、順次、データ連携拡大等を推進している。令和4年度(2022年度)での概成以降も、データ連携の拡大や改良・高度化等を推進する。 - この取組により、業務の効率化や施策の高度化、産学官連携によるイノベーションを創出する。																											◎	◎国土交通省、個人情報保護委員会	
04-03	いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備	情報銀行と他のデータ取扱事業者の間のデータ連携の方策等に係る実証・検討の実施(令和4年度(2022年度)を目的)	PDS(Personal Data Store)、情報銀行等の個人の関与の下で、データ流通・活用を進める仕組みを活用したビジネスの創出(令和7年度(2025年度)を目的に合計30の認定情報銀行事業者数を達成)	- 令和2年度(2020年度)末時点で情報銀行の認定件数は7件に上っているが、企業や業界を越えたデータの流通・活用のため、引き続き、普及を推進する必要がある。 - 個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を進める仕組みである「情報銀行」について、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」での検討を踏まえて、個人情報保護法改正について「情報信託機能の認定に係る指針」の見直しを行うとともに、令和4年度(2022年度)は準公共分野におけるデータ連携を見据えた検討や情報銀行が個人の委任を受けてプラットフォーム等の保有する情報を活用することでデータポータビリティを実現するための検討を行う。 - これにより、データ流通の活性化を実現するとともに、国民生活の利便性の向上や経済活性化等を実現。																										◎	◎デジタル庁、個人情報保護委員会、総務省、経済産業省、関係府省庁		
04-04	AI・データの利用に関する適切な契約の促進	「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を国が提供する新たなガバナンスツールとして紹介している「ガバナンス・イノベーションVer.2」報告書案(令和3年(2021年)2月公表)について、国内外で周知・広報活動を行う。(令和3年度(2021年度)末までに講演30件)	個別分野等において、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を参照したガイドライン等が策定される。(令和4年度(2022年度)以降に5件以上)	- 本施策では、平成30年(2018年)6月に、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を策定。令和元年(2019年)12月に、改正不正競争防止法による限定提供データの創設等を踏まえた改訂版を公表。その後、ガイドラインの事業者・事業団体に対する周知活動を継続的に実施。 - 引き続き、データ利用の提供や利用について契約での適切な取決めを促すとともに、AIに係る契約における利用条件等の柔軟かつ細やかな設定や、契約による学習済みモデルの保護、AI技術の普及等を促すことで、更なるデータ利活用の促進を図る。 - 本施策により、AI開発及びデータ利用の契約に関するユーザー側及びベンダー側の相互理解を深め、適切な契約を促進することによって、双方に利益のある取引が可能となり、AIやデータを利用したイノベーションの発展に資すると考えられる。																												◎	◎経済産業省、総務省
04-05	オープンデータ官民ラウンドテーブル等を通じたデータ利活用の促進	新たな形式でのラウンドテーブルの開催(令和3年度(2021年度)に1回以上)	ラウンドテーブルの開催を通じたオープンデータの利活用事例の創出	- オープンデータの取組については、「オープンデータ基本指針」に基づき、利活用者のニーズを的確に反映しながら進めることが重要。内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室では、オープンデータ官民ラウンドテーブル(以下「ラウンドテーブル」という。)を平成30年(2018年)1月から開始し、データの公開・活用希望者とデータを保有する府省庁が直接対話を行う場として、これまで「観光・移動」、「インフラ、防災・減災、安心・安全」、「土地・農業」及び「電子行政(統計等データ)」分野を対象に開催。また、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室のラウンドテーブルの取組を参考に、各府省庁や地方においても、自主的なラウンドテーブルが開催される等、取組が着実に拡大している。 - 他方、更なるオープンデータの利活用促進に向けては、より強固な官民連携を基盤とした取組が必要。このため、令和3年度(2021年度)においては、データ戦略の観点を踏まえ、各府省庁の政策課題を起点として、スタートアップをはじめとした民間事業者等から、オープンデータを含む各種データを活用した提案を積極的に取り入れるための議論・検討の場として、新たな形式でのラウンドテーブルを開催していくものとする。あわせて、行政保有データの棚卸リストの更新・公開及び各府省庁の官民データに関する相談窓口における公開要望への対応を引き続き行うとともに、オープンデータ関係団体(仲介組織)との連携強化など、官と民との間のコミュニケーションの円滑化や利活用ニーズへの適合を図るための取組を進めていく。 - これにより、オープンデータを活用した諸課題の解決、新たなサービスの創出等に貢献。																											◎	◎デジタル庁、関係府省庁	
04-06	オープンデータ・バイ・デザインの推進	未設定(一元的なプロジェクト監理を通じた取組の上で、KPIを設定する)	未設定(一元的なプロジェクト監理を通じた取組の上で、KPIを設定する)	- 令和2年(2020年)4月から政府CIOの下で全ての情報システムを対象として、一元的なプロジェクト管理を開始した。 - 政府における情報システムにおいて、オープンデータの機械判読性の強化、データの標準化、政府情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策等の要件を、政府として統一的な視点で整備・管理していくための取組を強化する。 - 具体的には、①予算要求前の検証(予算要求前レビュー)では、主として、クラウドサービスの利用の可否などプロジェクトの基本的な方向性や関連サービスとの連携、重複投資の可能性等について検証を行い、②予算要求時の検証では、主として、予算編成に向けた費用対効果等の検証を行い、③予算執行段階の検証(予算執行段階レビュー)では、主として費用の妥当性や仕様の適正性、業務改革(BPR)等について検証を行う。 - 「一元的なプロジェクト監理」を通じて、政府におけるオープンデータ・バイ・デザインの推進を図る。																											◎	◎デジタル庁、全府省庁	
04-07	地方におけるオープンデータの促進	地方公共団体のオープンデータの質の評価(令和3年度(2021年度)末までに評価指標を設定)	未設定(評価指標の設定後に検討)	- 官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるような措置を講ずるものとされている。地方公共団体は、同法の趣旨、オープンデータ基本指針及び本計画を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発信ベンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図る。 - その際、地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「推奨データセット」等も参考にしながら、利用者ニーズに即したオープンデータ化を積極的に進めるとともに、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づく情報システム(当該情報システムに係る行政手続を含む。)の設計や整備を含めたオープンデータ及び行政内部でのデータ活用を推進することが望ましい。 - また、各府省庁は自府省庁に関連する分野のオープンデータの取組について、地方公共団体に対しても必要な働きかけや支援等を行い、積極的に推進を図っていく。加えて、民間事業者等によるアプリ開発や行政機関自身によるデータ分析、政策立案等の利活用の促進を図るため、公開するデータの量のみならず、データの質の向上を図っていく。																												◎	◎デジタル庁
04-08	オープンデータカタログの一元的提供の推進	DATA.GO.JPとe-Govの統合によるオープンデータカタログの一元的提供(令和4年度(2022年度))	オープンデータを活用した新たなサービスの創出や諸課題の解決の促進(令和5年度(2023年度)を目的に目標時期、目標値の明確化を行う。)	- 令和元年度(2019年度)に、オープンデータに関する有識者を含んだワーキンググループや、e-Govとの統合に当たったサイトコンセプトデザインに関する調査研究を実施。各府省庁職員や、オープンデータの利用者からの実際の声等も踏まえ、データ登録に係る業務負担軽減、ユーザーインターフェースの向上等が課題としてあがった。 - これらの結果を踏まえ、令和2年度(2020年度)から、データカタログサイトと行政情報の総合的なポータルサイトであるe-Govを統合に向けて設計・開発を進め、令和4年度(2022年度)までにオープンデータの一元的な提供を実現する。 - これにより、①オープンデータ活用のためのコミュニケーション基盤の確立による国民等におけるオープンデータ利活用のニーズの可視化、②検索性の向上により、公共データに由来するオープンデータのFindability(発見しやすさ)を確保し、国民が目的のオープンデータにたどり着きやすいようにする、③各府省庁の職員がオープンデータの登録に要する時間・手間を削減し、更新頻度等を上げるといった効果を実現し、オープンデータの活用を促進する。																												◎	◎デジタル庁

施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	官庁法第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)														デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)														府省庁名
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条		
09-34	リモートセンシング技術のユーザ-最適型データ提供に関する要素技術の研究開発	リモートセンシングデータの活用が見込まれる機関等が期待するデータを、3段階(※)の伝送容量内で適切に伝送するため、AI等を用いたデータ圧縮・復元技術を確立する。 ※100Mbps(光回線)、10Mbps(携帯電話回線)、400kbps(衛星通信回線)の3段階	研究開発終了5年後(令和11年度(2029年度)までに、開発した圧縮・復元技術を活用したデータ提供システムの導入を2件以上行う。	- 我が国では、年間2兆円を超える水災害による被害が発生しており、特に近年のゲリラ豪雨では、急激な河川の増水や道路冠水等により甚大な人的・物的被害が発生している。これら被害を最小限にするためには、発災の兆候をいち早く観測・分析する必要がある。 - 高性能レーダーにより降雨等の情報を高精度に観測可能なリモートセンシング技術は、豪雨災害予防等の防災・減災分野での導入が見込まれるものの、その観測データ量が膨大であるためリアルタイムのデータ伝送に課題を有していることから、データの圧縮・復元技術に関する研究開発を実施する。 - 本施策により、平時はもとより災害時等の限られた通信環境下にあっても、中断無くリアルタイムにデータ提供が行え、激甚化する災害被害の低減に向けた環境を構築することができる。																									◎	◎総務省			
09-35	量子暗号通信網構築のための研究開発	・地上系における量子暗号通信技術の高性能化(令和6年度(2024年度)末までに現状の3倍程度(45kmで1Mbps程度)の高速化を可能とする技術を確立する) ・衛星系・地上系統合ネットワーク化技術の確立(令和7年度(2025年度)末までに数百km～数千kmといった大陸間スケールでのネットワークを構築できる機能を検証する)	・研究開発成果の製品化(令和11年度(2029年度)までに計2種類以上(地上系)、令和12年度(2030年度)までに計1種類以上(衛星系))	- 近年の量子コンピュータ研究の加速化により、実用的で大規模な量子コンピュータが実現されることで、現代暗号の安全性が破綻することが懸念されている。 - 量子コンピュータ時代においても国家間や国内重要機関間の機密情報のやり取りを可能とするため、地上系における量子暗号通信技術の高度化技術(長距離リンク技術及び中継技術)を確立し、衛星系については、衛星ネットワーク化技術の確立及び地上系との統合検証に向けた研究開発を行う。 - これにより、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。																										◎	◎総務省		
09-36	データ駆動型研究開発を推進するためのマテリアル研究開発プラットフォームの基盤整備	・令和5年度(2023年度)までに、全国的な先端共用設備提供体制で創出されたデータを、一元的に集約・蓄積・利活用するためのシステムの試験運用を開始し、令和7年度(2025年度)までに本格運用開始 ・令和3年度(2021年度)までに、AISTの地域センターをコアとしたプロセスイノベーションプラットフォームを全国3か所以上で整備し、令和6年度(2024年度)までに本格運用開始	・令和7年度(2025年度)までに、全国的な先端共用設備提供体制からのデータ創出件数を約100万件/年 ・令和6年度(2024年度)までにプロセスイノベーションプラットフォームの産学利用件数が40件以上	- 令和3年(2021年)4月に策定された「マテリアル革新強化戦略」のアクションプランとして、「マテリアルデータと製造技術を活用したデータ駆動型研究開発の促進」が掲げられている。 - このため、国立研究開発法人物質・材料研究機構(NIMS)を中心として、全国の大学・研究機関の最先端共用設備から創出されるマテリアルデータを機関の枠組みを越えて共有・利活用するための体制整備を推進。 - また、マテリアル分野の中小企業・ベンチャーを中心とした技術開発支援に向け、国立研究開発法人産業技術総合研究所(AIST)の地域センターに、データ収集システムを備えた一気通貫のマテリアル・プロセス開発設備の整備を進めている。 - これらの取組により、産学官のマテリアルデータの戦略的な収集・蓄積・利活用が促進され、データ駆動型のマテリアル研究開発が全国で実施、革新的材料の創製とその迅速な社会実装に繋がる。															○											◎	◎文部科学省、 ◎経済産業省		
09-37	マテリアル分野をユースケースとした「研究DXプラットフォーム」の構築	・全国的な研究データ基盤の整備状況 ・マテリアル研究開発プラットフォームとの連携状況 ・マテリアル分野の以外の研究開発プラットフォームとの連携状況 ・最先端大型研究施設との連携状況	・全国的な研究データ基盤の構築(令和8年度(2026年度)) ・マテリアル研究開発プラットフォームとの連携 ・ライフ、防災等の分野の研究開発プラットフォームとの連携 ・最先端大型研究施設との連携	- 我が国が世界に誇る情報インフラ(スパコン、SINET)や研究データベース、先端共用施設群や大型研究施設などのポテンシャルと強みを相乗的に生かし、世界を先導する価値創造の核となる「研究DXプラットフォーム」を構築する。そのため、まずは材料データの収集・蓄積・活用促進の取組の実績を持つマテリアル分野をユースケースに、研究データの創出、統合、利活用まで一気通貫した研究のデジタルトランスフォーメーション(研究DX)を推進する。															○										◎	◎文部科学省			
09-38	地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業	地球環境情報プラットフォームの利用者数(令和12年度(2030年度)10,000人)	気候変動・防災等の関連分野とのデータ基盤連携の推進	- 地球環境ビッグデータ(観測情報・予測情報等)の蓄積・統合解析を行うデータ統合・解析システム「DIAS」の利用者数は、順調に増加。引き続きシンポジウム等の開催などによりDIASの周知に努め、令和12年度(2030年度)までに利用者10,000人の達成を目指す。 - リアルタイム予測システム等のこれまでの成果の高度化・展開や災害分野や農業分野等の新規分野の開拓による利用拡大等を推進するとともに、地球環境ビッグデータの利活用した気候変動、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を推進。 - 国、地方公共団体、企業等の気候変動対策を中心とした意思決定に貢献する地球環境データプラットフォーム(ハブ)の実現を目指す。																										◎	◎文部科学省		
10-01	テレワークの普及	・民間のテレワーク：テレワーク導入企業の割合及びテレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合(新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえて設定) ・国家公務員のテレワーク：令和7年度(2025年度)までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備	・緊急時における事業継続性の確保、働く者にとって効果的なテレワークを推進	- テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、また今般の新型コロナウイルス感染症対策として人と人との接触を極力避け、業務継続性を確保するためにも不可欠なものであり、具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。 - このため、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、テレワークに必要なITシステム導入支援、専門家による相談体制や地域でのサポート体制の整備、必要なネットワーク環境やテレワーク拠点等の整備、ガイドラインの周知等に取り組むとともに、企業の取組を踏まえつつ、テレワーク月間等の実施や表彰等の周知による啓発にも取り組む。KPIIについては、緊急事態宣言及びその後の状況を踏まえた上で設定する。 - また、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)によりサテライトオフィス整備・運営・利用促進等の取組を行う地方公共団体の支援を行うとともに、地方公共団体や企業に対する情報提供及び相談体制の整備や、地方創生テレワークに取り組む企業等に対する自己宣言制度及び表彰制度の実施等、企業が取組を進めるための環境を整備する。 - 国家公務員については、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づき、令和3年(2021年)8月に各府省庁において策定したテレワーク推進計画にのっとり、率先して計画的なテレワーク環境整備を進める。 - 緊急事態等における企業及び行政の事業継続性を確保するとともに、働き方改革の一助となり、労働者、事業者及びその顧客にとってワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。																													◎デジタル庁、 内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省
10-02	シェアリングエコノミーサービスの普及	シェアリングシティ推進協議会に加盟する地方公共団体数100(令和4年度(2022年度)末までに)	シェアリングシティ推進協議会の地方公共団体課題別WGを通じた新たな事例の創出数5(令和4年度(2022年度)末までに)	- シェアリングエコノミーの活用事例をまとめた「シェア・ニッポン100」において、令和2年度(2020年度)版は15地域を新たに追加し、全115地域の事例を掲載。シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体は着実に増加しており、事業者団体が立ち上げたシェアリングシティ推進協議会には70以上の地方公共団体が参加するなど、一定程度の浸透が進みつつある。更なる定着に向けては、サービスの安全性・信頼性の向上を図るとともに、根強く残る消費者の不安感を解消していく必要がある。 - 官民連携して構築したシェアリングエコノミー認証制度及びシェアエコあんしん検定について、更なる普及に取り組む。具体的には、広報の強化や関係府省庁との連携等を事業者団体と検討し、一層の周知を図ることで社会の認知関心を高める。地域における活用については、シェアリングシティ推進協議会と連携して、地方公共団体としての活用イメージが具体的に膨らみやすいような各シェアサービスの紹介ハンドブック等を令和3年度(2021年度中)に作成する。また、防災分野におけるモデル連携協定や地方公共団体向け活用ハンドブック等も示しながら、地方公共団体等とともに公共サービスとしての新たな活用事例の創出に向けて検討を深める。国内事業者の海外展開やユーザーが海外でも安心してサービスを利用できる観点から、これまで日本主導で進めてきたシェアリングエコノミーの国際標準化については、令和4年度(2022年度)中にTS(Technical Specification)発行の予定。 - 以上のような取組を通じ、シェアワーカーやシェア事業者の安全性・信頼性に対する意識向上を促すとともに、更なる社会への浸透を図り、シェアリングエコノミーを活用した地域諸課題の効率的かつ効果的な解決につなげる。																												◎デジタル庁、 総務省、経済産業省、内閣府	

